

# コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下「本会」という）におけるコンプライアンスについて定める。

## (定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等（行政上の通達・指針等を含む）、本会規則（定款、規程、ルール、行為規範等全てを含む）、取引に関する契約・約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

## (経営方針)

第3条 本会の顧問、理事、監事、業務執行役、委員、ブロック代表者、加盟団体の役員、選手の活動支援者（監督、コーチ、トレーナーなど）、登録審判員、すべての登録指導者（以下、総称して「役員等」という）並びに登録競技者（GfA 愛好者を含む）は、別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の経営方針の一つとして認識して、業務及び競技の推進に当たるものとする。

## (役員等及び登録競技者の責務)

第4条 役員等及び登録競技者は前条の方針をふまえ、法令等及び本会規則を厳守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

## (役員等及び登録競技者の禁止事項)

第5条 役員等及び登録競技者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等又は本会規則に違反する行為
- (2) 他の役員等及び登録競技者に対して法令等又は本会規則に違反する行為を指示、教唆又は幫助する行為

## (利益相反義務)

第6条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

## (コンプライアンス委員会)

第7条 本会は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は、コンプライアンスを有効に機能させるために次に掲げる事項を行う。
  - (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等の策定及び整備に関する事項
  - (2) コンプライアンスについての課題対応に関する事項
  - (3) コンプライアンスについての啓発及び教育に関する事項
  - (4) コンプライアンスについての対応状況及び点検に関する事項
  - (5) その他、コンプライアンスに関する必要な事項

(開催)

第8条 委員長は、原則として、年に1回、委員会を招集・開催する。ただし、委員長は、コンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を招集・開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その決議は出席委員の多数決によるものとする。

2 前項の決議について、委員が特別の利害関係を有するときは、当該委員は当該決議に参加できないものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局が行う。

(相談・通報及び事実関係の調査)

第12条 役員等及び登録競技者は、第5条に違反する行為を行ったとき又は知ったときは、速やかに委員会又は別に定める相談窓口に相談・通報するよう努めるものとする。

2 委員会は、前項の相談・通報があった場合は、委員会内で別途定める手続に基づいて調査を開始するものとする。

3 前項の調査に当たっては、委員会は、通報者に不利益が及ぶことのないよう、通報者の氏名等を秘匿するなど適切な措置を取る。

(調査への協力)

第13条 本会関係者及び本会の各部署は、前条の調査にあたり、委員会から協力を求められた場合は、これに協力するものとする。

2 委員会は、前条の調査にあたり、本会関係者に対し、必要となる資料の開示を求めることができる。開示を求められた者は、第三者に対する守秘義務やその他の理由により、開示に応じないことにつき合理的な理由があると認められる場合でない限り、委員会の求める資料を開示する。

3 委員会は、前項の資料の開示を受けた場合、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理する。

(通報者保護)

第14条 委員会は、被通報者や調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

2 委員会は、通報処理終了後も、通報者並びに通報に協力した者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に努めなければならない。

3 通報者並びに通報に協力した者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本会規則に従って処分を科すことができる。

(教育研修)

第15条 委員会は、役員等及び登録競技者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と

関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

(機密保持義務)

第16条 委員会に關与する者は、その業務に關して知った情報を機密保持する義務を負う。その職を退いた後も、同様とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て実施する。

平成	29年	3月	12日	制定
平成	29年	4月	1日	施行
平成	31年	3月	9日	改定
平成	31年	3月	9日	施行
令和	元年	6月	8日	改定
令和	元年	6月	8日	施行
令和	7年	12月	26日	改定
令和	7年	12月	27日	施行